

京都市告示第 236 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年10月2日

京都市長 梶本頼兼

医療機関指定

| 名 称           | 所 在 地                                      | 指定年月日      |
|---------------|--|------------|
| 林医院           | 左京区一乗寺西杉ノ宮町57番地                            | 平成19年8月1日  |
| (福)市原寮 はなせ診療所 | 左京区花背別所町878番地                              | 平成19年8月1日  |
| (医) 竜安寺クリニック  | 右京区龍安寺西ノ川町7番地の6                            | 平成19年8月1日  |
| むらた医院         | 中京区壬生下溝町60番地の12                            | 平成19年9月1日  |
| 細田レディースクリニック  | 中京区西ノ京職司町69番地<br>IMPACT IKU1階              | 平成19年9月1日  |
| 山木女性クリニック     | 中京区三条通高倉東入栴屋町53<br>番地の1 Ducemixビルヂ<br>ング3F | 平成19年9月1日  |
| 天満小児科医院       | 西京区上桂宮ノ後町33番地の4<br>サンモールスクエア1階             | 平成19年9月1日  |
| あゆみ薬局         | 伏見区京町4番地の157の1                             | 平成19年8月17日 |
| 久我調剤薬局        | 伏見区久我東町8番地の2                               | 平成19年7月1日  |
| ユタカ薬局山科音羽     | 山科区音羽野田町20番地                               | 平成19年8月1日  |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)